

建築物の吹付けアスベスト等の対策について

- 吹付けアスベスト等の対策を適切に実施するためには、吹付け材にアスベストが含有されているか確認することが必要です。
- アスベストが含有されていることが判明した場合は、適正な維持管理、対処工事等を行い、空気中へアスベスト繊維が飛散しないように、対策を行ってください。

確認方法等に関して

吹付け材料は、目視のみでアスベストが含まれているかどうかを判断することは困難です。吹付け材への含有の有無、空気中への飛散の有無については以下のような方法で確認することができます。

吹付けアスベスト等の確認について

吹付け材料にアスベストが含有されているかどうかを確認するには、次のような方法があります。

- 建築当時の図面や、工事記録等を調査する。
 - 建築をした工務店や設計事務所に問い合わせる。
 - 吹付け材料のメーカーが分かる場合は、吹付け材料のメーカーに問い合わせる。
- ※施工から年数が経過している場合などは上記のような方法によって正確に確認できないこともあります。このような場合には、専門の分析機関に依頼し、判定を行うことが望まれます。

空気中への飛散の有無について

劣化・損傷の有無についての確認

吹き付けアスベスト等に劣化・損傷がある場合は、空気中へ飛散している可能性があります。

空気中への飛散濃度測定について

空気中へ飛散しているかについては、専門の分析機関に依頼し、アスベスト繊維の飛散濃度を測定することによって確認することができます。



大阪府内で建材や空気中の飛散濃度の分析が可能な事業者は、3ページからの一覧を参照してください。

アスベストの飛散防止対策に関して

アスベストの含有が確認された場合は、以下のような飛散防止対策を行ってください。

適正な維持管理

劣化・損傷がなく良好な状態であればアスベストが空気中へ飛散している可能性は少ないですが、経年的に徐々に劣化し、空気中へ飛散する場合があります。特に、多数の方が訪れる施設などでは、定期的な空気中の繊維濃度を確認するなどして、利用者が粉じんにはく露することがないように適切に処置してください。

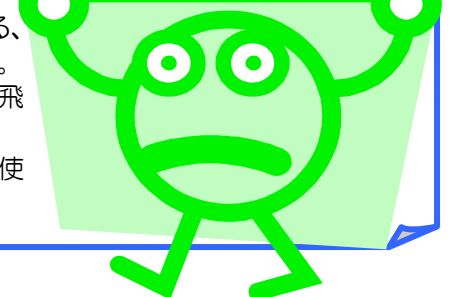
対処工事の実施

吹付けアスベストの処理については、下記の方法があります。

- 除去処理工法…吹付けアスベスト等を下地から除去する。
- 封じ込め工法…吹付けアスベスト等はそのまま残るが、薬剤を浸透させる、薬剤で覆うなどしてアスベストを飛散させないようにする。
- 囲い込み工法…吹付けアスベスト等はそのまま残るが、アスベスト繊維が飛散しないように、周りを囲う。

いずれの工法を選択するかは、劣化・損傷の程度や吹付けアスベスト等が使用されている部位等の条件を考慮し、施工業者等とも相談してください。

吹付けアスベスト等がある場合は、飛散させないために適切な処置が必要です。



対処工事に関するQ&A

対処工事に関して、お問い合わせの多いものについて掲載しています。

Q. 吹付けアスベスト等を撤去した後はそのままいいのでしょうか？

A.吹付けアスベスト等が、鉄骨などの耐火被覆材として吹き付けられている場合は、除去を行った後に耐火性能を維持するために、代替処理が必要になります。専門家や施工業者と相談して、建築基準法で必要となる耐火性能を維持するようにしてください。

また、吹付けアスベスト等は、吸音や遮音のために使用されている場合もあります。そういった場合も、同等の性能を維持するように努めてください。



耐火被覆とは、鉄骨を火災から守るために不燃材料によって行う被覆をいいます。耐火被覆がされていない鉄骨は、火災の際の高熱をうけると強度が著しく低下してしまうため、建築基準法で一定の性能が定められています。

Q. 除去費用についておおよその目安は？

A.平成17年8月26日付けで国土交通省のホームページで、下記の内容の資料を公開していますので、参考にしてください。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010826_2_.html

処理面積300㎡未満	: 2万円/㎡～6万円/㎡
300㎡～1000㎡	: 1.5万円/㎡～4万円/㎡
1000㎡以上	: 1万円/㎡～2.5万円/㎡

Q. 工事を行う際に関係する法令、問い合わせ先は？

A.吹付けアスベスト等の工事を行う際には、主に下記の法令が関係します。工事の内容、規模等により、届出等が必要な場合がありますので、関係機関、施工業者等と相談してください。

関係法令	問い合わせ先	電話番号
・労働安全衛生法（労働安全衛生規則・石綿障害予防規則）に関すること	大阪労働局労働基準部健康課又は所轄の労働基準監督署	06-6949-6500 (健康課)
・大気汚染防止法に関すること ・大阪府生活環境の保全等に関する条例に関すること	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 (政令市等(※1)の区域を除く府域)	06-6941-0351 内線 3875
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（建設系アスベスト産業廃棄物）に関すること	大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室産業廃棄物指導課 (政令市等(※2)の区域を除く府域)	06-6941-0351 内線 3825
・建設リサイクル法の届出に関すること	大阪府建築都市部建築指導室審査指導課 (特定行政庁(※3)の区域を除く府域)	06-6941-0351 内線 3092

※1 政令市等（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、茨木市、阪南市、岸和田市、松原市、貝塚市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、泉大津市、忠岡町）

※2 政令市等（大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、高槻市、枚方市（H26.4.1 予定））

※3 特定行政庁（大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市）



大阪府では、建物の解体などに伴うアスベストの飛散防止を目的として、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を改正し、平成18年1月1日から施行しております。

条例改正により、建物や工作物の解体・改造・補修をするときには、工事の施工者は、アスベストの使用の有無などの事前調査の実施と結果の表示、作業実施の届出、作業を行う場合の基準の遵守、空気中のアスベスト濃度の測定などが必要になります。また、従来どおり大気汚染防止法による届出も必要です。

このリーフレットは、「建築物の吹付けアスベスト等の対策について」のパンフレットの追加資料です。

「建築物の吹付けアスベスト等の対策について」のパンフレットは、大阪府のホームページに掲載しています。
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_anken/asbesto/

